



期日前投票

八竜農村環境改善センター、琴丘地域拠点センター（総合支所）、山本総合支所の3か所に期日前投票所を開設します。

期日前投票期間

～4月8日(土)まで

投票時間

午前8時30分～午後8時まで

期日前投票所の開設期間（開設日◆）		※いずれの期日前投票所でも投票可							
期日前投票所名	投票日	4月							
		1日(土)	2日(日)	3日(月)	4日(火)	5日(水)	6日(木)	7日(金)	8日(土)
八竜農村環境改善センター		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
琴丘地域拠点センター（総合支所）		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
山本総合支所		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆

※期日前投票期間中に18歳となる人については、誕生日の前日以降でなければ、期日前投票はできません。それ以前に投票する場合は、不在者投票をご利用ください。



不在者投票

病院や老人ホームに入院・入所中あるいは他市町村に滞在中など、一定の事由により投票日に投票できない人は入院・入所中の病院や老人ホーム（指定病院等に限る）、あるいは滞在先の選挙管理委員会で、事前に不在者投票することができます。

不在者投票の手続など詳しいことは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便投票による不在者投票

身体に重度の障害のある方など(法律の定めに応ずる人)は、郵便投票ができます。投票日の4日前(4月5日)までに「郵便等投票証明書」を提示して所定の請求書により投票用紙等の請求を行います。

この制度を利用される場合は、「郵便等投票証明書」が必要となりますので、交付手続など詳しいことについては、お早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。



三種町で投票できる人

三種町で投票できるのは、日本国籍を有する人で、次の要件を満たし、本町の選挙人名簿に登録されている人です。

- ① 平成11年4月10日以前生まれ
- ②-1 平成28年12月22日までに町内に住所がある(知事選)
- ②-2 平成28年12月30日までに町内に住所がある(県議会補欠選)

※ 三種町に名簿登録となっている方で県内の他市町村に転出された方は、転出先の市町村長の証明書の提示があれば、三種町で投票できます。

学生の選挙権

大学や専門学校等に修学のため、親元を離れて寮や下宿(アパート)などに居住している学生の住所は、原則として寮や下宿の所在地にある(最高裁判例)とされていますので、住民票を三種町にそのまま残している学生は、三種町では投票できません。また、修学地の市町村でも住民登録が無い場合、選挙人名簿に登録されませんのでご注意ください。

投票するためには、実際に居住している寮や下宿(アパート)などの所在地の市町村に住民票を移す必要があります。

※12月23日～30日までに転入された方は、4月1日以降に県知事選・県議補欠選に投票することができます。

◆お問い合わせ先 三種町選挙管理委員会 TEL74-6422